

定期報告が必要な建築物と建築設備

○対象となる建築物(建築基準法第12条第1項)

用途		規模・条件 対象用途に供する部分の階数及び床面積の合計 (複数ある場合は、いずれかに該当するもの。) ※該当用途が避難階のみのものを除く	報告時期 (S56年を始期として)※2
1	劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	2年ごと (4月1日から11月30日)
2	観覧場、公会堂、集会場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②客席の対象用途の床面積の合計が200㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	
3	病院(入院施設のあるもの)、診療所、老人ホーム、児童福祉施設等※1	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	
4	旅館、ホテル	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	
5	共同住宅、寄宿舎(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(サービス付き高齢者向け住宅など)に限る。)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上 ③地階にあるもの(床面積100㎡超)	3年ごと (4月1日から6月30日)
	下宿、共同住宅、寄宿舎(上記以外)	5階以上の階にあるもの(100㎡超) かつ、対象用途の床面積の合計が1000㎡以上	
6	学校、体育館(学校に付属するものに限る)	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2000㎡以上	
7	体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②対象用途の床面積の合計が2000㎡以上	
8	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②2階の対象用途の床面積の合計が500㎡以上 ③対象用途の床面積の合計が3000㎡以上 ④地階にあるもの(床面積100㎡超)	2年ごと (4月1日から11月30日)
9	事務所	階数が5階以上で延べ面積が1,000㎡を超え、かつ、地階又は3階以上にその用途に供する部分(100㎡超)を有するもの	3年ごと (4月1日から6月30日)
10	1～8の併用	①3階以上の階にあるもの(100㎡超) ②建築物の延べ面積が500㎡超かつ、2以上の用途に供する部分の面積が100㎡超	

※1 児童福祉施設等とは政令第115条の3第1項に掲げるもの

※2 対象用途9、10はH17年を始期とする

※3 報告に先立って実施する調査は、報告日の3ヶ月以内に実施したものでなければならない(施行細則第8条第2項)

○対象となる建築設備等(建築基準法第12条第3項)

種別	条件	報告時期
昇降機※4	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機	毎年 (4月1日から9月30日) ※防火設備はH28.6.1～ H31.5.31に少なくとも1回 H31年度以降毎年
換気設備※5	指定建築物に設置したもの	
排煙設備※6	指定建築物に設置したもの	
非常用の照明装置※6	指定建築物に設置したもの	
防火設備※7	①指定建築物の防火設備 ②防火設備の設置が義務づけられている建築物のうち、病院、診療所、高齢者等の就寝の用に供する福祉施設等で200㎡以上のものの防火設備	
準用工作物	観光用エレベーター・エスカレーター、遊戯施設	

※4 昇降機については以下のものは対象外

- ・住戸内のみを昇降するエレベーター
- ・労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定する昇降機

※5 法第28条第2項ただし書又は同条第3項の規定により設けられた機械換気設備及び中央管理方式の空気調査設備に限る。

※6 法第35条の規定により設けられたものに限る。

※7 法施行令第109条に規定する防火戸、ドレンチャーその他火炎を遮る設備(常時閉鎖をした状態にあるもの、防火ダンパー及び外壁開口部に設けられたものを除く。)

※8 報告に先立って実施する検査は、報告日の1ヶ月以内に実施したものでなければならない(施行細則第10条第3項)